

業務運営に関する規程

J A鳥取中央農業人財紹介センター

第1 求 人

- 1 本所は、J A鳥取中央の組合員の農業に係る作業等に関し、いかなる求人者の申込についてもこれを受理します。
ただし、その申込の内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人者の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、J A鳥取中央組合員の農業に係る作業等に関し、いかなる求職者についてもこれを受理します。
ただし、その申込の内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者の申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職登録票により、お申込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる作業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 作業の内容や賃金、労働時間、その他の条件は双方の協議により決定してください。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合は、紹介状の発行又は電話にて連絡をさせていただきます。
- 5 本所は、必要な人財を紹介させていただきますが、その後の継続や作業内容に関しては、一切の責任は持ちませんので、ご了承をお願いします。
- 6 また、作業者が契約期間の満了及びなんらかの理由で退職した場合にもご連絡をしてください。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業所と連携しつつ、当該事業に係る求職者からの苦情があった場合は適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、本籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 6 本所の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおたずねください。
- 7 本所の取扱職種の範囲等は農業です。

平成30年 6月 6日

鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長 上本 武